

議案第 39 号

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例について

北名古屋市保育所条例（平成 18 年北名古屋市条例第 99 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、久地野保育園に分園を設置するとともに保育料等の延滞金の算出方法の見直しを図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例

北名古屋市保育所条例（平成18年北名古屋市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を次のように改める。

- 4 市長は、入所児童等が納付期限までに保育料等を納付しなかった場合は、当該保育料等の納付期限の翌日から当該保育料等が納付された日までの期間の日数に応じ、当該保育料等の額に年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

第7条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 延滞金の計算の基礎となる保育料等の額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その保育料等の額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。
- 6 延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、その額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

別表北名古屋市立久地野保育園の項の次に次のように加える。

北名古屋市立久地野保育園分園	北名古屋市久地野戌亥15番地1
----------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（延滞金に係る割合の特例）

- 2 この条例による改正後の第7条第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを

切り捨てる。) とする。